

の項において「重量車基準適合車」という。)の取得(第二項から第六項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにあつては、百分の二)を控除した率とする。

で施行規則で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(第二項から第五項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにあつては、百分の二)を控除した率とする。

佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第二十六号

佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例

(設置)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に基づく制度の円滑な運用を図るため、佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」と

いう。)の範囲内とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の目的を達成するために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができ。

(処分)

第六条 基金は、第一条の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

佐賀県知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

●佐賀県条例第二十七号

佐賀県知事の給料の特例に関する条例

佐賀県知事 古 川 康

平成十九年三月に支給する知事の給料の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第七号）第三条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一に掲げる知事の給料月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成十九年三月一日から適用する。

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第二十八号

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

例

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成六年佐賀県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「ポスター」を「ポスター等」に改める。

第一条中「第四百四十一条第八項」の下に「第四百四十二条第十一項」を、「使用」の下に「並びに法第四百四十二条第一項第三号のビラ（以下「ビラ」という。）」を加える。

第十二条中「及び第九条」を、「第九条及び第十三条」に改め、同条を第十六条とし、第十一条を第十五条とする。

第十条中「第七条」を「第十一条」に改め、同条を第十四条とする。

第九条中「第七条後段」を「第十一条後段」に改め、同条を第十三条とし、第八条を第十二条とする。

第七条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第十一条とし、第六条の次に次の四条を加える。

（ビラの作成の公営）

第七条 候補者（佐賀県知事の選挙における候補者に限る。）は、第十条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第八条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（ビラの作成の公費の支払）

第九条 佐賀県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域における法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第七条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭
二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十六万五千円と四円八十

八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ビラの作成の公費の負担の限度額）

第十条 第七条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第四百二十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例
改 正 前	佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第四百四十一条第八項、第四百四十二条第十一項及び第四百四十三条第十五項の規定に基づき、佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における法第四百四十一条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第四百四十二条第一項第三号のビラ（以下「ビラ」という。）並びに法第四百四十三条第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター（佐賀県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（ビラの作成の公営）

第七条 候補者（佐賀県知事の選挙における候補者に限る。）は、第十条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第八条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間に於いてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（ビラの作成の公費の支払）

第九条 佐賀県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする

（目的）

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第四百四十一条第八項及び第四百四十三条第十五項の規定に基づき、佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における法第四百四十一条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第四百四十三条第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター（佐賀県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域における法第百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り)を乗じて得た金額を、第七条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十六万五千円と四円八十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(二銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。)

(ビラの作成の公費の負担の限度額)

第十条 第七条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第百四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて

得た金額とする。

(ポスターの作成の公営)

第十一条 候補者は、第十四条に定める額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

第十二条 略

(ポスターの作成の公費の支払)

第十三条 佐賀県は、候補者(前条の届出をした者に限り)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスター一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区(佐賀県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ)におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り)を乗じて得た金額を、第十一条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一・二 略

(ポスターの作成の公営)

第七条 候補者は、第十条に定める額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

第八条 略

(ポスターの作成の公費の支払)

第九条 佐賀県は、候補者(前条の届出をした者に限り)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスター一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区(佐賀県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ)におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り)を乗じて得た金額を、第七条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一・二 略

(ポスターの作成の公費負担の限度額)

第十四条 第十一条の規定によりポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数)を乗じて得た金額とする。

第十五条 略

(委任)

第十六条 この条例に規定するもののほか、第四条、第九条及び第十三条の支払の請求の手續その他この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

(ポスターの作成の公費負担の限度額)

第十条 第七条の規定によりポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数)を乗じて得た金額とする。

第十一条 略

(委任)

第十二条 この条例に規定するもののほか、第四条及び第九条の支払の請求の手續その他この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年一月五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

